## 平成 26 年度

# 包括外部監査結果に基づく措置

## 包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第252 条の38第6項の規定により公表します。

浜松市監査委員

## < 目 次 >

## [包括外部監査]

1111	I HAINTEY	
	市営住宅の事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	市税及び国民健康保険料の事務の執行について・・・・・・・・・	5
	保育所事業の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	生活保護に関する事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	学校教育に関する事務の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	公の施設の管理運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23

包括外部監査指摘事項に伴う措置

## 包括外部監査指摘事項に伴う措置

## 監査実施年度 平成20年度(市営住宅の事務の執行について)

# 指摘事項

(掲載頁・担当課)

家賃滞納者で退去済みの者について、滞納家賃と敷金との相殺を行っていないため、滞納債権と敷金 返還債務の両方を管理しているものが散見された。よって、早期に規定等を整備し、長期滞納債権と長 期未精算の敷金残高の解消を図る必要がある。

(106 頁・住宅課)

講じた措置	
平成 21 年度	-
平成 22 年度	-
平成 23 年度	-
平成 24 年度	-
平成 25 年度	敷金が未返還のまま退去した家賃滞納者について、平成24年度に取扱要領を改正し、
	収納対策課に移管している債権を除き、全て(33件)滞納家賃と相殺しました。
	今後、退去時に家賃滞納が発生している退去者については、敷金との相殺を実施して
	まいります。

## (掲載頁・担当課)

「市営住宅管理人設置要綱」によれば、市営住宅1棟又は20戸につき1人を基準として管理人を委嘱することとなっているが、実際には管理人を設置していない団地が存在しており、要綱どおりに運営されていない。

(126頁・住宅課)

講じた措置		
平成 21 年度	平成22年4月1日~平成25年3月31日の3年間における市営住宅の指定管理者の更	
	新審査を、平成21年10月9日に行いました。平成22年4月1日から市営住宅の指定管	
	理者が、大成サービス(株)となりました。	
平成 22 年度	管理人のなり手がなく、指定管理者に監査結果を提起し、今後のあり方について現状	
	確認し、協議検討しました。	
平成 23 年度	「市営住宅管理人設置要綱」を改正し、管理人を設置する基準については、「1棟又は	
	20 戸につき1人を基準」とし、その中で、市が管理人として適当と認めた入居者がいる	
	団地に設置するよう見直しを図り、適正な運営を図りました。	
平成 24 年度	市営住宅の管理人の主な業務は、共同施設、共同設備の不具合や違法駐車等があった	
	場合に指定管理者に連絡すること(連絡員)であり、指定管理業務の一部を補完するも	
	のであります。市が設置した後、連絡調整、報酬の支払等は指定管理者が行っているた	
	め、設置についても必要であれば入居者の状況に応じて指定管理者が設置するよう協議	
	を進めました。	
平成 25 年度	市営住宅の管理は、現在指定管理者に移行しており、平成26年3月31日をもって「市	
	営住宅管理人設置要綱」を廃止しました。管理人は平成26年度からは指定管理者が必要	
	に応じて設置しています。	

## (掲載頁・担当課)

相談員の報酬は、「浜松市営住宅外国人入居世帯への相談員設置要綱」第6条により、指導世帯が50戸以内の場合、月額5,000円、50戸を超える場合は、月額7,000円となっている。業務内容、報告書提出義務等から月額報酬が極めて少額であると考える。また、相談員に対する「賃金」及び源泉徴収義務についても、「VI. 一. 3-4」で記載した管理人の報酬と同様に「賃金」には該当しない可能性があり、検討が必要と思われる。

(132頁·住宅課)

講じた措置		
平成 21 年度	-	
平成 22 年度	相談員のなり手がなく、指定管理者に監査結果を提起し、今後のあり方について現状	
	確認し、協議検討しました。	
平成 23 年度	-	
平成 24 年度	相談員は現在湖東団地に1名のみで、主な業務は、ベトナム人入居者、入居希望者等	
	の相談、連絡であり、指定管理業務の一部を補完するものです。現在、市が設置した後、	
	連絡調整、報酬の支払等は指定管理者が行っているため、設置についても必要であれば	
	市営住宅管理の状況に応じて指定管理者が設置するよう協議を進めました。	
平成 25 年度	相談員については、日常生活における相談、市からの要請による問題解決等の業務を	
	行っていました。市営住宅の管理は、現在指定管理者に移行しており、その仕様書の中	
	で「必要に応じ指定管理者が自らの責任と負担により相談員を設置することが出来る」、	
	としています。それにより、平成 26 年 3 月 31 日をもって「浜松市営住宅外国人入居者	
	への相談員設置要綱」は廃止いたしました。	

## (掲載頁・担当課)

浜松市営住宅通訳業務委嘱事務取扱要綱の内容を見直すべきである。元々、「浜松市営住宅通訳業務委嘱事務取扱要綱」には、「浜松市営住宅管理人設置要綱第3条」のような設置基準の定めがないことに問題があると思われる。設置基準を設け、外国人居住者の苦情処理等に対応し、入居者間のトラブルを未然に防ぐ措置を講ずるべきである。

(134頁・住宅課)

講じた措置	
平成 21 年度	
平成 22 年度	通訳については指定管理者が配置することとなっているが、監査結果を提起し、今後
	のあり方について現状確認し、協議検討しました。
平成 23 年度	
平成 24 年度	市営住宅通訳業務委嘱事務取扱要綱に基づく通訳の主な業務は、収入状況申告書のべ
	トナム語翻訳のみであります。外国人入居者の日常的な苦情相談等は市と指定管理者が
	それぞれ別途雇用している通訳が行っているため、必要であれば指定管理者が委嘱する
	よう協議を進めました。
平成 25 年度	入居者間のトラブルを未然に防ぐ措置として、入居説明会時に指定管理者の通訳が、
	日本の文化、生活スタイル及び自治会制度について説明しています。外国人居住者の苦
	情処理等の対応については、指定管理者の通訳が、過去に苦情処理した入居者宅を訪問
	し、現状確認をしています。なお、市営住宅の管理は、現在指定管理者に移行しており、
	外国人居住者の苦情処理等は、指定管理者業務の一部を補完するもので、平成26年3月
	31 日をもって「浜松市営住宅通訳業務委嘱事務取扱要綱」を廃止しました。

## 監査実施年度 平成21年度(市税及び国民健康保険料の事務の執行について)

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

【コンビニ収納の導入効果(費用対効果)の客観的な検証の必要性】

コンビニ収納は、平成 19 年度より、税目別に段階的に導入している。コンビニ収納は、民間業者への業務委託が必要となり、直接的なコスト負担を伴うものであるため、コンビニ収納の導入による納期内収納率、利用率の向上による収納額の向上の状況に加え、業務委託コストを加味した費用対効果を客観的に検証していくことが望ましい。

(91 頁·税務総務課)

(91 頁 • 优势秘务味)			
	講じた措置		
平成 22 年度	-		
平成 23 年度	-		
平成 24 年度	納付書納付に占めるコンビニ収納納付	†の割合は年々増加しています。今後も収納件数	
	の集計を行うとともに、契約内容の見直	直しによる経費の削減など、費用対効果を含めた	
	検証をしました。		
平成 25 年度	他市との比較から業務委託契約単価を	さげるため、より多くの業者が一般競争入札に	
	参加できるよう、契約条項等を見直しま	:した。	
	一般競争入札:平成25年11月		
	平成 25 年度まで単価		
	58 円(税抜)/件		
	基本料:15,000円(税抜)/月		
	平成 26 年度から単価		
	54 円(税抜)/件		
平成 26 年度	納期内納付率及びコンビニ利用率は年	E々増加しており、納期内納付の向上に大きな効	
	果が認められます。また、平成25年度	の一般競争入札により、平成 26 年度から業務委	
	託コスト削減が図られました。今後も継	と と と は に で ま い り ま す。	
	納期内納付率	コンビニ利用率	
	平成 22 年度 81.82%	24. 02%	
	平成 25 年度 84.42%	32. 44%	
	(*納期内納付率は、コンビニ対応税	1目のみ集計)	
	平成 25 年度コンビニ手数料(税抜)	平成 26 年度コンビニ手数料(税抜)	
	300,618件 × 58円	300,618 件 × 54 円	
	<u>11ヶ月 × 15,000円</u>	計 16,233,372円	
	計 17,600,844円	削減額△1,367,472円	
		(*前年度と同数の取扱件数を見込んだ場合)	

## 監査実施年度 平成22年度(保育所事業の執行について)

## 指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)

## 【幼稚園の保育所転換に係る助成について】

平成 19 年以降の「次世代育成支援対策施設整備事業」及び「安心こども基金活用補助事業」では、 学校法人も助成の対象としており、学校法人へ助成の案内を進めてきたが、学校法人側の保育に対する 考え方の違いや、高額な転換工事費用等が阻害要因となって実現には至っていない。今後、どのような 制度設計であれば、保育所転換ニーズを高められるのか、助成面からも検討されるべきものと考える。 (54 頁・保育課)

講じた措置	
平成 23 年度	-
平成 24 年度	現行制度のもと、既存の学校法人運営の私立幼稚園が「安心こども基金」を活用した
	施設整備を行い、平成24年4月に認定こども園に移行しました。
平成 25 年度	-
平成 26 年度	平成27年度から施行予定である「子ども・子育て支援新制度」を基に、既存の私立幼
	稚園を対象にした幼保連携型認定こども園の創設(平成28年度4月開園)について、募
	集をしています。

### (掲載頁·担当課)

## 【今後の民営化実施計画】

平成20年度において、新たな民営化実施計画が策定されることとなっていたが、新たな計画は策定されていない。

民間保育所の方が、特別保育の実施等の面で充実し、運営コスト面においても効率的な運営を行っていること、また、民営化された2つの保育所で実施された保護者へのアンケートを見る限り、大きな問題は発生していないことを考えると、他市町村で起こっている訴訟の原因や判決等に留意する必要はあるが、引き続き保育所の民営化を推進すべきである。

(72 頁·保育課)

講じた措置	
平成 23 年度	
平成 24 年度	平成25年度の民営化実施計画の策定に向けて、民営化の実施形態及び手法について検
	討しました。
平成 25 年度	「浜松市立保育園一部民営化計画」を策定し、該当となる保育園の保護者に対して説
	明会を実施しました。
	また、「民営化に伴う民間保育園創設募集要項」を公表し、代替園となる保育所を整備
	する法人を募集しました。
平成 26 年度	法人から提出された保育所整備計画について、ヒアリングを実施するなど、民営化に
	向け取り組んでいます。

## 指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)

#### 【利用実績の向上】

浜松市は児童数は 6,998 名に対し 7 つの病児・病後児施設が運営されており、全国平均を大きく上回っているにもかかわらず、利用者数が極めて低調である。積極的な広報活動が行われていないため、出生届の提出時や保育所に入園する際等に、病児・病後児保育を実施している施設を広く広報することや、医療施設での広告、「広報はままつ」等、積極的な広報活動を検討すべきものと考える。

(97頁・保育課)

講じた措置	
平成 23 年度	-
平成 24 年度	-
平成 25 年度	「市ホームページ」や「広報はままつ」並びに子育て情報サイト「ぴっぴ」により市
	民への周知を図るとともに、各施設においてもパンフレットの配布等の広報活動を行い
	ました。今後についても引き続き広報活動を行い、市民への周知を図っていきます。
平成 26 年度	「広報はままつ」や携帯情報端末での閲覧に対応するよう改修した子育て情報サイト
	「ぴっぴ」による市民への周知を継続しており、各施設においてもパンフレットの配布
	等の広報活動を行っています。病気の流行状況により利用実績はかなり左右されるが、
	電話等による問い合わせも増加しており、市民への周知も十分に図られてきていると考
	えています。

### 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

## 【補助金継続的交付の必要性】

市内認証保育所は、全て認証保育所運営費等補助金を受けており、それで収支が成り立っている。認可保育所の定員数は施設設備や保育士確保の点から早々に増加することが現状は難しいため、認証保育所に補助金を出すことで当面の預け入れを可能にする状況をサポートできることになり、重要性があると考えられる。認可保育所の定員増政策と合わせ、当面の需要を満たすため、認証保育所への公のサポートを継続していかれるよう希望する。

(137頁・保育課)

講じた措置		
平成 23 年度	-	
平成 24 年度	-	
平成 25 年度	-	
平成 26 年度	補助金見直しにかかるガイドラインに基づき、「認証保育所事業費補助金」に改め、引	
	続き補助制度を継続してまいります。	

## 指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)

### 【利用者数と最低基準】

一時保育事業費補助金及び延長保育促進事業費補助金において、仮に実績報告書に記載していない児童に対し保育を行い、保育士を増員する等の措置を講じていないとすれば、設置基準違反のみならず、児童1人当たりの保育サービスは確実に低下すると思われるため、担当課職員による児童数の現地における抜打調査も検討すべきと考える。

(143 頁·保育課)

講じた措置		
平成 23 年度	実績報告書の提出時に、書類に疑問点がある場合は、聞き取り確認を行い、修正等を	
	指導しました。	
平成 24 年度	実績報告書の提出時に、書類に疑問点がある場合は、聞き取り確認を行い、修正等を	
	指導しました。	
平成 25 年度	実績報告書の提出時に、書類に疑問点がある場合は、聞き取り確認を行い、修正等を	
	指導しました。	
平成 26 年度	実績報告書の提出時に、書類に疑問点がある場合は、聞き取り確認を行い、修正等を	
	指導しています。また、園長会において、補助金制度を十分に理解のうえ、適正な処理	
	を行うよう指導を徹底してまいります。その中で、必要があれば抜き打ち調査も検討し	
	てまいります。	

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【評価結果の他保育所への活用】

評価結果については、市立保育所については毎月開催される園長会にて報告され、情報の共有がなされているが、よりよい保育を提供するために、情報共有に留まらず、評価結果に基づいた工夫や他保育所との保育士レベルでの情報交換なども積極的に行っていただきたい。

## (183頁·保育課)

講じた措置		
平成 23 年度	-	
平成 24 年度	-	
平成 25 年度	市立保育所については、園長会で評価結果を報告し、全職員が評価結果を共有し質の	
	向上を図りました。	
平成 26 年度	今年度も3園が第三者評価を受審し、評価結果を全職員に周知することで、質の向上	
	を図ります。	

## 監査実施年度 平成23年度(生活保護に関する事務の執行について)

## 指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)

### 【(オ) 重点的扶養能力調査対象者に対する調査】

抽出した案件を見る限り、申請者と同じ区に居住する重点的扶養能力調査対象者に対しても、調査は 扶養照会書及び回答書を郵送する方法で行われており、居宅を訪問して実地調査した案件はなかった (中区、東区、西区)。重点的扶養能力調査対象者については一般的に申請者の扶養を高く期待できる ため、局長通知第5-2-(2)でも実地につき調査するとされているのであるから、文書による照会で はなく、訪問による実地調査が望ましい。

また、人員的・時間的限界を理由に重点的扶養能力調査対象者への調査を書面で行うとしても、扶養照会回答書が返送されない場合には訪問による実地調査が必要であると思われる。

(41頁・東区・西区・社会福祉課)

#### 講じた措置

#### 平成 24 年度

#### (東区・社会福祉課)

査察指導員が、扶養義務調査の進行管理を確実に行うようにしました。

平成24年度の扶養能力調査においては、管内に居住する扶養義務者102人うち、81件について実地調査を実施しました。平成24年度中に実地調査できなかった21件のうち、廃止したケースなどを除いた13件については、平成25年6月中に訪問調査を実施します。

#### (西区・社会福祉課)

平成24年4月に地域福祉グループ会議を開催し、管内在住の重点扶養義務者に対しては、生活保護実施要領に基づく訪問による実地調査を確実に実施するようケースワーカーに指導徹底を図りました。併せてケースファイルへ記録することを徹底しました。 平成24年度については、未調査対象者51件のうち24件について実施したが、平成24年度中に実施できなかった27件については、平成25年7月末までに調査を実施します。

#### 平成 25 年度

#### (東区・社会福祉課)

平成24年度中に実地調査できなかった21件のうち、廃止したケースなどを除いた13件については、平成25年6月中に訪問調査を実施しました。平成25年度の扶養能力調査では、計画的に管内に居住する重点的扶養能力調査対象者の実地調査を行いました。

#### (西区・社会福祉課)

保護開始申請時に管内に居住する重点的扶養能力調査対象者が把握された場合には、 生活保護実施要領に基づく訪問による実地調査を確実に実施するようケースワーカーに 指導徹底を図りました。平成24年度未調査の27件については、調査を実施しました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 医療事務担当者について】

各区福祉事務所には医療事務担当者が配置されているが、地区担当員が兼務している福祉事務所もある。地区担当員が兼務している福祉事務所については、地区担当員が訪問業務を行っている等で不在の場合には被保護者の申請により担当の地区担当員が医療券の発券業務を行うこととなる。医療券の発券が相互確認の上、行われるように、医療事務は地区担当員から分離して行われることが望ましい。 (72 頁・南区・社会福祉課)

#### 講じた措置

#### 平成 24 年度

医療事務の対応に関しては、現業員と非常勤職員の2人体制で対応している中で、非常勤職員が主に医療医務を担当するように進めましたが、完全な移管には至りませんでした。

#### 平成 25 年度

非常勤職員に医療事務の引継ぎがすべてが完了し、現業員が医療事務に携わることが なくなりました。

#### 指摘事項(意見)

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 督促状及び納入催告書の管理】

督促状の発送・渡しは地区担当員が行い、その実施状況の資料はあるが、未発送・未渡しの理由等は 地区担当員の独自の判断に任せられている。確実な債権回収のためには、未発送・未渡し分の管理が必 要である。

期限内に納入されない場合の「納入催告書」の発送については、平成23年6月30日付で全件の発行がなされているが、納入催告書の発送・渡しについても地区担当員に任せられている。催告は定期的に行うことになっているため、発送時期に関する具体的指針を定めるとともに、納入催告書の発送・渡しの網羅性を確認する方法について検討が必要である。

(93頁・西区・社会福祉課)

#### 講じた措置

#### 平成 24 年度

督促状、催告状の写しは記録されています。該当者にどのように渡されているかを債権管理補助簿に記録することを指示しましたが、完全には実施できておらず、また、送達方法、送達年月日の各担当の台帳への経過記録の記入についても同様のため、改めて実施の徹底を指示しました。

## 平成 25 年度

督促状や納入催告書の発送は、所属長の決裁後に、債権管理担当者が行い、発送状況 等についても、債権管理担当者が債権管理補助簿で一括的に管理しています。

また、査察指導員が、定期的に債権管理台帳及び債権管理補助簿を点検しており、組織的な進行管理を行っています。

## (掲載頁・担当課)

### 【処分決定通知書の送達日について】

審査請求に係るケース記録を閲覧したところ、審査請求の対象となった処分の決定通知書が当該不服申立人に対し、いつ、どのような方法で送達されたのか記録上判然としなかった。決定通知書の送達日を特定することは、上記審査請求期間の起算日となることから、本来決定通知書は配達証明郵便等によるべきことが望ましい。また、手交している場合は、受書を徴求して記録に編綴すべきである。但し、保護変更決定通知書等不服申立の対象となる処分決定通知書は大量であることから、郵便送達の場合その費用を考慮すると普通郵便での送達もやむをえないと思料するが、単に処分決定通知書の控を残すだけではなく、発信記録をつけるべきである。

(104 貢・南区・社会福祉課)

	講じた措置
平成 24 年度	平成24年度は、ケースワーカーによる郵送日、手交日を処分決定通知書の控えに記載
	する方法で発送日を記録することとしました。
平成 25 年度	平成25年度には郵便料の増額配当をしていただき、毎月普通郵便での一斉発送を実施
	し、一括発送記録簿により発送日を記録しています。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【イ 査察指導員等の現業員経験について】

現業員は、極めて専門性の高い職種である。したがって、現業員を指導する査察指導員は、現業員としての経験があることが望ましい。また、生活保護行政を統括し、各区福祉事務所を指導監督する立場にある本庁の福祉総務課の生活保護グループ職員は、現業員あるいは査察指導員の経験を有することが望ましいことは言うまでもなく、実効性のある指導を行うためにも本庁の実施体制について見直す必要もあると思慮される。しかるに、今後は、人事上このような点に配慮すべきである。

(124 貢・福祉総務課、西区・南区・浜北区・社会福祉課)

#### 講じた措置

#### 平成 24 年度

#### (福祉総務課)

本庁福祉総務課の生活保護グループ職員については、平成24年度は9人中、2人(正規職員1人、再任用職員1人)が現業員経験を有しております。

(浜北区·社会福祉課)

本区においては、査察指導員は現業員経験はないものの、生活保護救護施設職員として生活保護の制度を十分に理解している職員を配置しております。今後も、引き続き、現業員を指導できるよう現業員経験者の配置に配慮し、人事担当部署との調整を図り、実施体制の整備に努めます。

#### 平成 25 年度

#### (福祉総務課)

平成25年度は新たにグループ長に生活保護現業員経験者が配置されております。

(西区・社会福祉課)

平成 25 年度の人事異動により、現業員業務を熟知している生活保護施設業務経験者を グループ長(査察指導員)として配置することができました。

(南区・社会福祉課)

本年度より現業員経験のあるものが査察指導員となりました。

(浜北区・社会福祉課)

本区においては、査察指導員は現業員経験はないものの、生活保護救護施設職員として生活保護の制度を十分に理解している職員を配置しております。今後も、引き続き、現業員を指導できるよう現業員経験者の配置に配慮し、人事担当部署との調整を図り、 実施体制の整備に努めます。

## 平成 26 年度

(西区・社会福祉課)

平成26年度から、現業員経験のある職員を配置することができました。

(浜北区・社会福祉課)

平成26年度においては、現業員経験のある査察指導員を配置しました。困難案件等については、福祉総務課や各区社会福祉課間での連絡・協議等により協力して対処しています。

## 指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)

## 【ウ 社会福祉主事の資格について】

社会福祉法第 15 条第 6 項によれば、査察指導員及び現業員は、社会福祉主事でなければならないとされている。ところが、浜松市の場合、平成 23 年 4 月 1 日現在でその資格を有しないものが 10 人いる。同法の趣旨に従って、善処されるのが望ましい。

(124頁・北区・社会福祉課)

講じた措置			
平成 24 年度	ご指摘のとおり、本区において社会福祉主事を有していない職員が1人います。平成		
	25 年度において社会福祉主事資格研修に参加することになりました。今後も有資格者の		
	確保に努め、未資格者には資格取得研修に参加させることとします。		
平成 25 年度	資格を有していない職員1人について、社会福祉主事資格研修に参加し、資格を取得		
	しました。これをもってご指摘のあった 10 人は全員資格取得いたしました。		

## 監査実施年度 平成24度(学校教育に関する事務の執行について)

### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

### 【(ウ) 漢字検定・英語検定の会場料収入】

不明朗な口座が存在しないように会場料収入の歳入手続や会計処理規程を統一し、学校施設の利用方法を適切にする必要がある。

(108頁・教育総務課、教職員課、学校教育課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

平成25年4月の校長・園長会で、教育委員会事務局作成の監査結果報告書要約版を配付して説明し、更なる周知を図りました。

平成25年度は使用料を徴収し、歳入手続・会計処理は教育委員会事務局で行いました。

## 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(キ)「夢をはぐくむ園・学校づくり推進事業」の金銭管理】

支出調書が作成される前に支出先への支払が行われている例(この場合、教頭が立替払いをしている。)や口座から出金された現金が長期にわたって支出先に支払われていない状態は、教頭の立替処理 や現金の保管を介して、支出先への支払事実が不明瞭なものとなるリスクが高く公金の取扱方法として は不適切と言わざるを得ない。よって、改善が必要である。

(110頁・指導課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

平成25年度の事業開始時に、金銭管理に関する留意点を作成し、各園長・教頭が出席する会議において、監査結果の指摘事項を示し、立替処理を行わないこと及び適時適切な時期に支払い処理をすることについて、指導をしました。

#### 平成 26 年度

平成26年度の事業開始時に、金銭管理に関する留意点を作成し、各園長・教頭が出席する会議において、立替処理を行わないこと及び適時適切な時期に支払い処理をすることについて指導をしました。また、チェックリストを作成して金銭管理について見える化を図りました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ク)「夢をはぐくむ園・学校づくり推進事業」の領収書の取り扱い】

領収者(支払先)本人の関与のない状況において、学校側で領収書が作成されることが多数に及んでいるという状況は、明らかに不適切である。

(111頁・指導課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

平成25年度の事業開始前に、領収書に関する留意点を作成し、各園・学校に文書で通知をしました。また、全園長・教頭が出席する会議において、監査結果の指摘事項を示し、領収書の取扱いについて、指導をしました。

#### 平成 26 年度

平成 26 年度の事業開始前に、領収書に関する留意点を作成し、各園・学校に文書で通知をしました。また、全園長・教頭が出席する会議において、領収書の取扱いについて指導をしました。さらに、チェックリストを作成して領収書の取扱いについて見える化を図りました。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 図書購入先】

購入先が、特定書店に限られている学校については購入先を再検討し、数社から購入することが望まれる。

(118 頁·学校施設課)

### 講じた措置

平成 25 年度

平成25年4月下旬の令達予算説明会で、学校向け「事務の手引」で図書購入先が特定の書店に偏らないよう記載し、校長・園長及び事務担当者に周知しました。

#### 指摘事項(意見)

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 行政財産使用料 ①公益財団法人日本英語検定協会に対する行政財産使用料】

要領第2条第1項第6号に該当するとして全額減免(要領第9条第1項第1号)しているが、公益財団法人といえども民間団体であり、同協会で会場費の支払いが定められていることから、あえて無償とする必要はないと思われる。あくまで無償にすることが「できる」ものであり、協会の計算による使用料の徴収はあってもよいのではないかと考える。

(129 頁·市立高等学校)

#### 講じた措置

平成 25 年度

行政財産の目的外使用の手続を行い、使用料を徴収しました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 図書】

閉架書庫に保管されている貴重書と呼ばれる書籍は、早急に利用価値を点検して活用できる場に移す ことが貴重書を生かす道であると考える。

(133 頁·市立高等学校)

### 講じた措置

#### 平成 25 年度

閉架書庫に保管されている貴重書と呼ばれる書籍について、誰でも書籍の検索ができるようにし、必要があれば司書等が対応するようにしました。

#### 指摘事項

## (掲載頁・担当課)

## 【(ア) 学年会計 ①決算報告】

学年会計は、一人当たりの単価で収支報告されているが、学年費全体の支出が見えなくなるので、小・中学校同様、総額で決算書を作成し、報告する必要がある。

(136頁・市立高等学校)

#### 講じた措置

平成 25 年度

総額で決算書を作成し、報告いたしました。

## 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 学年会計 ③卒業時の残金の扱い】

卒業時、学年会計の残金の顛末についてルールがなく、保護者への報告もないため、生徒会会計とあわせて、決算報告において保護者への報告が必要である。

(136頁・市立高等学校)

## 講じた措置

#### 平成 25 年度

返金にそぐわない小額の残金は、領収書がいただける福祉関係に寄付することにしました。

平成25年度は349円の残金があり、日本赤十字社静岡県支部へ寄付しました。 学年会計、生徒会会計ともに生徒を通して保護者に報告しました。

(掲載頁・担当課)

## 【(イ) PTA会計 ①教育振興費・教科活動費】

バレーボールネーム代、グランドライン用石灰及び授業用文房具等の購入代金がPTA会計から出されていたが、通常、公費で賄われているものであり、公費にて支払うようにするべきである。

(136 頁·市立高等学校)

#### 講じた措置

平成 25 年度

授業で使用するものは、公費負担として支出しました。

## 指摘事項

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) PTA会計 ②教育振興費・特別指導費】

教職員が、土、日曜日に出勤し生徒を指導等したものに対してPTA会計から特殊勤務手当を支給しているが、生徒会活動や学校行事は、高等学校指導要領で学校教育の一環として位置づけられている。 土、日曜日に係る教職員のその指導等は、職員の給与に該当するのではないかと思われるので、その支給の是非及び支給する場合、公費負担か私費負担か検討すべきである。

(137頁・市立高等学校)

## 講じた措置

平成 25 年度

公費による支給範囲を決める中で、本指導事業は、PTAが主体となる事業であって 教員に協力を要請しているものであり、「浜松市立高等学校PTAにおける教職員の特殊 勤務手当の支給に関する要綱」を平成25年4月に制定し、私費負担を明確にしました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 部活動後援費会計】

た。

高等学校における部活動は高等学校学習指導要領で学校教育の一環として位置づけられており、学校の教育活動として重要であり、これに関する顧問教諭等指導教職員の職務は、公務であるため、PTAが負担することは、矛盾していることから公費での支給が相当と考えるので、公費負担か私費負担か検討すべきである。

(137頁・市立高等学校)

	講じた措置
公費による支給範囲を決め、	平成26年度当初予算要求をし、一部の予算を確保しまし
; 	

平成 26 年度

平成 25 年度

当初予算確保できたことから公費による支給をしてまいります。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(才) 進路指導費会計】

予備校等で行われる進路指導に係る説明会等に出席する教職員の出張旅費(日当を含む)が、進路指導費会計から支出されているが、勤務時間での公務扱いの出張であるから、給与に準じて公費で支払われるべきであると考えるので、公費負担か私費負担か検討すべきである。

(138 頁·市立高等学校)

=#	١.	ı	144	9
=苦		T-	1=	苖
пет	_	1_	TΗ	18

平成 25 年度

公費による支給範囲を決め、平成 26 年度当初予算要求をし、一部の予算を確保しました。

平成 26 年度

当初予算を確保できたことから公費による支給をしてまいります。

#### 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 学校給食会との契約】

集金した各学校の給食費の管理を学校給食会に全権委任しているが、公益財団法人といえども民間団体であるため、給食費管理の全権委任はいきすぎであり、あくまでも学校で管理すべきである。また、調理業務を委託している業者が、独自の仕入ルートで、良い品を安価購入できる可能性も否定できないため、民間委託した場合の食材購入の方法も再考する必要がある。

(157頁·保健給食課)

#### 講じた措置

平成 25 年度

指摘のあった契約については、契約書の見直しを図り、学校が行うべき役割を明確に しました。また、民間委託の場合の食材購入については、同等品以上で、より安価な物 資であれば委託業者から購入できることを該当校に周知しました。

## 指摘事項(意見)

## (掲載頁・担当課)

## 【ア 業務委託契約】

浜松市と受託業者との学校給食調理業務に関する「業務委託契約書」において「学校栄養職員がまとめた注文書に基づき、受託者がそれぞれの食材業者に発注する。」となっているが、旧浜松市の学校は、原則的に学校栄養職員が食材業者に発注している。食材業者への発注をどちらの担当とするのかを再検討し、契約書に明記すること望ましい。

(164 頁·保健給食課)

## 講じた措置

平成 25 年度

委託業者と受託者の役割分担を明確にするため、仕様書の見直しを図りました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【ア 実施方法】

スクールバス運行事業の使用車両の保有形態は各地域でまちまちであり、それに応じて経費負担も異なるため、将来的には、園児、児童・生徒間で公平で、かつ効率の最も高い内容の制度に一本化していく必要があると思われる。

(170 頁·教育総務課)

講	じた措置	
咿	した担単	

 平成 25 年度
 更新時期を迎える公用車については、随時、リース車両への切替を行いました。

 平成 26 年度
 更新時期を迎える公用車について、随時、リース車両への切替を行っています。

#### 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【イ 幼稚園のスクールバス運行事業】

雄踏幼稚園に係るスクールバス運行事業は、経過措置とはいえ市立幼稚園の公平な教育環境の視点から考えると問題である。20%が市費で投入されている。また、通園バスの存在自体が他の市立幼稚園との均等待遇に反することとなる。したがって、これについてもいずれは制度を一本化することが望ましい。

(170 頁·教育総務課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

雄踏幼稚園の通園バスのあり方等について、市費負担を無くす等の方向で在園児の保護者と調整を進め、浜松市立幼稚園条例を改正し、平成26年度から運行委託に係る経費は保護者負担とすることとしました。

#### 平成 26 年度

雄踏幼稚園の通園バスについては、平成26年度から保護者が運行委託に要する費用を 負担しています。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

## 【(イ)連帯保証人の変更】

連帯保証人という人的担保の異動は、重大な事実であるので連帯保証人の脱退変更(免責的債務引受) なのか連帯保証人の追加(重量的債務引受)なのか文書上、明確にすべきである。

(188 頁·教育総務課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

浜松市奨学金貸与条例施行規則第7条に基づき、適切な事務処理を行うとともに、奨 学生に対し、連帯保証人の変更(脱退変更)がある場合は連帯保証人変更承認申請書を 提出するよう、貸与時及び償還時に届出の必要性を周知しています。

#### (掲載頁・担当課)

## 【(ウ) 償還金の調定】

奨学金の償還開始を迎えたにもかかわらず奨学金償還誓約書の提出がないとのことで調定を行わないような取り扱いは、何ら正当な理由も根拠もないまま、実質的に償還猶予を認めるに等しく、規則どおり償還誓約書を提出し償還に応じている者と不公平となるばかりか、償還期限は到来しているので、徒らに消滅時効の進行を許すこととなる。したがって、このような場合であっても調定して償還を請求すべきである。

(188 頁·教育総務課)

## 講じた措置

平成 25 年度

償還始期を迎えた貸与者に対して、償還誓約書の提出有無にかかわらず調定し、償還 請求を行いました。なお、償還誓約書の提出は引き続き求めていきます。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

## 【(ア) 共済見舞金等の支給時の受領確認の方法について】

①児童・生徒毎に個別の領収書を作成せず、当該学校で支給対象となった児童・生徒が一覧記載された支払通知書を用いて、その備考欄等に保護者の捺印や署名・捺印を求める、さらに、②保護者の署名(自署)を求めずに、三文判さえあれば容易に受領の体裁を作出できる捺印のみで済ませる取扱が見られた。

保護者による受領事実の確認を明確にし、かつ、個人情報にも配慮した受領確認の方法を検討の上、 各学校で統一的な取扱が行われることが望ましい。

(219 頁·保健給食課)

## 講じた措置

平成 25 年度

年度当初、全学校を対象にした事務説明会にて、保護者による受領事実の確認を明確 (領収印)にし、個人情報に配慮するため個別の領収書を用意し署名、押印を受けるよ う指導しました。

平成 26 年度

昨年に引き続き、年度当初、全学校を対象にした事務説明会にて、保護者による受領 事実の確認を明確(領収印)にし、個人情報に配慮するため個別の領収書を用意し署名、 押印を受けるよう指導、徹底いたしました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 浜松市学童等災害共済事業基金の適正規模と共済会費設定について】

共済事業基金の適正規模について

平成 20 年度までの旧制度では、高額給付の重複により共済見舞金の給付財源が不足する可能性が高かったが、死亡見舞金(200 万円)に限定された新制度となったことで、共済見舞金の給付内容を前提として、約 2,600 万円にも達する基金を維持する必要があるのかを含めて、基金の適正規模について検討されることが望ましい。

(220 頁·保健給食課)

## 講じた措置

#### 平成 25 年度

過大な基金とならないよう、共済会費の見直しを行い、共済会費収入と見舞金給付支 出の均衡を図りました。

それに当たっては、過去の見舞給付金等の実績を考慮し、基金の活用がある場合でも、 ある程度の期間、対応可能な基金の規模を想定しました。

#### 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 浜松市学童等災害共済事業基金の適正規模と共済会費設定について】

共済会費の設定について

共済会費収入と見舞金給付支出のバランスが悪く、毎年多額の余剰金を生じる状態が続くと、児童・生徒の保護者に不要な負担を強いるばかりでなく、共済会費の半額が市費で補填されるため、市費を以て特別会計を増額させ続けることにもなり、相当ではない。共済会費収入と見舞金給付支出の均衡(いわゆる保険率)を検証し、適切な共済会費の設定について検討されることが望ましい。

(220 頁·保健給食課)

#### 講じた措置

## 平成 25 年度

共済会費収入と見舞金給付支出の均衡を適正に保つため、共済会費の見直しを図りました。(140円/年→90円/年)

## 監査実施年度 平成 25 年度 (公の施設の管理運営について)

### 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

### 【(1) 事業報告書中の収支状況の報告のあり方】

収支報告を資金ベースで求めるのか、損益ベースで求めるのか、基本協定書、業務仕様書等に明記すべきである。

また、収支報告は計上された金額が適切であるということだけでなく、公の施設の収支が適切に報告されることも必要である。よって、この点について基本協定書、業務仕様書等に明記するなどして統一する必要がある。

(50 頁·資産経営課)

## 講じた措置

#### 平成 25 年度

#### 平成 26 年度

業務の適正履行を確認するため、平成 26 年度マニュアルの様式「事業報告書」の収支 状況に「指定管理者の決算月にかかわらず、当該年度分の収支状況について記載して下 さい。」と注意書きを追加して、記載の統一を図り、平成 25 年度より実施しました。

平成 26 年 4 月 18 日付け庁内通知で事業報告書提出の際の留意点を施設所管課へ周知しました。

## 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(2) 自主事業の収支状況の報告】

自主事業について指定管理者に収支状況の報告をさせる趣旨を明確にして、どのような場合に収支状況の報告をさせるべきか明らかにすべきである。また、指定事業と自主事業の収支状況の報告は、区分して報告させる必要がある。

(52 頁·資產経営課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

## 平成 26 年度

市は施設の設置者として、指定管理者に自主事業の収支状況の報告を求めています。 平成 26 年 4 月 18 日付け庁内通知で、事業報告書提出の際の留意点として、指定事業 と自主事業の収支状況を明確に区分し記載することを施設所管課へ周知しました。

(掲載頁・担当課)

#### 【(1)事後評価等の指定管理者へのフィードバック】

事後評価や利用者意見について、どのように指定管理者、場合によっては次の指定管理者にフィード バックしていくかの手続及びその対応・結果を検証していく手続をマニュアル化することが望ましい。 (54 頁・資産経営課)

### 講じた措置

平成 25 年度 -

平成 26 年度

平成 26 年度マニュアルの様式「月次報告書」「事業報告書」に事後評価への対応状況の報告などを義務付けました。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

## 【(3) 指定管理者の労働条件】

「平成22年12月28日付総務省助言」の趣旨や市が労政も担当していること、指定管理者の元で働く労働者には非正規雇用の労働者が多いと思われることからも、より積極的に指定管理者の労働条件の把握、点検に努めるのが望ましい。

(55 頁·資產経営課)

#### 講じた措置

## 平成 25 年度

## 平成 26 年度

平成 26 年 4 月 18 日付け庁内通知で事業報告書提出の際の留意点を施設所管課へ周知しました。

平成 26 年 5 月 29 日に労働関係法令の遵守に関する報告書の実施を施設所管課へ通知し、指定管理者が報告書を作成することにより啓発及び現状把握をしました。

#### (掲載頁・担当課)

## 【(ア) 契約条件に違反する再委託の事実が長期にわたり発見されなかったこと】

この事態が生じた原因として、契約違反の再委託が行われた施設が、契約締結事務の担当課が自ら管理しない別の施設であったことの影響も考えられるが、複数の施設を含めた一括契約を締結する以上、業務の履行状況や契約条件の違反の有無については、契約締結事務の担当課と各施設の所管課が十分に連携を保つ必要がある。

(60 頁·情報政策課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

委託業者決定時に再委託の有無を確認し、再委託の予定があれば契約書とともに一部 下請届の提出を求めました。また、各施設の所管課に対しても、該当事例があれば直ち に当課へ連絡するよう依頼しました。

## 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 契約条件違反事実の発覚後の所管課の対応が不適切であったこと】

外部業者との委託契約において契約違反の事実が認められた場合には、あくまでも、その違反事実の 存在を前提にして、然るべき対処や措置を検討すべきである。

(60 頁·情報政策課)

## 講じた措置

#### 平成 25 年度

行政事務の実施過程で発生した事象については、然るべき対処や措置を検討し、たと え何らの対処や措置を必要としない契約条件違反であっても、その事実の正確な記録を 残すこととしました。

#### 指摘事項

### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 指定事業の収支報告】

指定管理者の業務には、施設管理に関わる業務だけでなく、指定事業も含まれており、指定管理業務に関する報告である以上、事業報告書として、指定事業の収支状況(収支決算書)の報告も要求するべきである。

(79 頁・文化政策課)

	講じた措置
平成 25 年度	-
平成 26 年度	平成25年度事業報告書より、指定事業の収支状況(収支決算書)の報告も要求し、報
	告を受けました。

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 自主事業の収支報告】

公募仕様書及び業務仕様書において、事業報告書として、自主事業の収支状況(収支決算書)を記載することが要求されている以上、それに従った報告をさせるべきである。

(80頁・文化政策課)

#### 講じた措置

平成 25 年度 -

平成 26 年度

平成25年度事業報告書より、自主事業の収支状況(収支決算書)の報告も要求し、報告を受けました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

## 【(ウ) 共催事業としての収支決算書】

負担金の使途報告である収支決算書が、実際の計算書と相関関係がない点は極めて問題であり、改善させるべきである。

(80頁・文化政策課)

#### 講じた措置

平成 25 年度

平成 26 年度

指摘された浜松吹奏楽大会開催事業及びアクトシティパイプオルガンミニコンサート 開催事業における収支決算書について、平成25年度分から実際の計算書と相関関係を取 り整合性を保つよう指示し、改善をさせたものを提出させました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

#### 【(エ) 事業計画書の記載誤り】

指定管理者は、業務仕様書、事業計画書に基づいて、業務を行い、事業報告を行うのであるから、実態に即した事業計画書の作成が必要であるとともに、事業計画書及び事業報告書は、浜松市に提出され、確認されるものであることから、浜松市としても、記載内容について、十分な確認が必要である。 (81 頁・文化政策課)

#### . . .

## 講じた措置

平成 25 年度

平成 26 年度

事業計画書及び事業報告書の記載内容について、記載内容の整合性も含め、報告するよう指導するとともに、市側でも、より一層、十分な確認を行うよう徹底しました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(オ)事業繰入金の計上】

利用料金収入の10%を事業繰入金として計上することを認めることは、施設の管理に要する費用を多く認めることになり、結果的に指定管理料が高く算定されていることになるので、これでよいのか検討すべきである。

仮に、指定管理料をこの考え方に基づいて算定するのであれば、募集要項及び仕様書で、指定管理料の算定にあたって、利用料金収入の10%を事業繰入金として計上することを認める点を明確にする必要がある。その上で、自主事業開催の財源の一部として充当したという自主事業について収支報告を要求するべきである。

(81 頁·文化政策課)

## 講じた措置

#### 平成 25 年度 -

#### 平成 26 年度

本市の文化政策を牽引する役割を担い、音楽文化の拠点施設であるアクトシティ浜松を中心に、国内外に対して「音楽の都・浜松」を発信していくためには、創造的かつ長期的な取組みが必要です。

そのためには費用対効果だけにとらわれることなく、数多くの事業を展開する必要があることから、利用料金のうち 10%を文化事業に充て、芸術の提供という形で市民に還元するという提案を採用しています。

市としてもこの考え方を明確に提示する必要があると考え、平成26年度の募集に関し、 仕様書等で該当する事業を明示しました。

収支報告については、平成 25 年度事業報告書から、収支状況(収支決算書)の報告も要求し、報告を受けました。

### (掲載頁・担当課)

#### 【(カ) 文化振興財団が計上している管理費負担金の支払時期・支払金額の根拠について】

統括管理業務委託契約書と管理業務委託契約書では、業務内容と業務委託費の金額、業務委託費の支払に関して規定されているものの、業務のうち、各種契約代行業務の管理経費(すなわち、文化振興財団での負担金)の支払については、「定期的に発行する請求書に基づいて支出するもの」と規定するのみで、支払時期と支払金額について何ら記載されていない。負担金の支払時期と支払金額について、当該契約書に記載するか、協定書等を作成し、支払の根拠を明確にすべきである。

(82 頁·文化政策課)

	講じた措置
平成 25 年度	-
平成 26 年度	平成26年度より、負担金の支払時期と支払金額について、契約書に明記し、支払の根
	拠を明確にしました。

#### 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

### 【(キ) 会計報告の正味財産増減計算書と事業報告書の収支報告との関係】

指定管理に関する事業報告書の収支報告を、どのように作成するかが、明確ではないことから、業務 仕様書において、指定管理に関する事業報告書の収支報告をどのように作成するかを明確にする必要が ある。

(82頁・文化政策課)

	講じた措置
平成 25 年度	-
平成 26 年度	指定管理に関する事業報告書の収支報告と平成20年公益法人会計基準に基づいて損益
	ベースで作成されている文化振興財団の正味財産増減計算書の相関関係をより明確にす
	るため相関表を作成し、それにのっとって平成25年度より収支報告を受けました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 指定管理料の算定にあたって、利用料金収入を控除しないこと)

指定管理料について「管理運営費-利用料金収入=指定管理料」とされているが、平成24年度の指定管理料の積算上、管理運営経費がそのまま指定管理料、すなわち「管理経費=指定管理料」となっており、利用料金収入が控除されていない。これは結果的に指定管理料が高く算定されているということである。

指定管理料を、この考え方に基づいて算定するのが相当か否か検討すべきであり、仮に相当ということであれば、募集要項及び公募仕様書で、指定管理料の算定にあたって利用料金収入見込額を控除しない点を明確にする必要がある。

(108 頁·文化政策課)

## 講じた措置

## 平成 25 年度 -

#### 平成 26 年度

本市の文化政策を牽引する役割を担い、音楽文化の拠点施設であるアクトシティ浜松を中心に、国内外に対して「音楽の都・浜松」を発信していくためには、創造的かつ長期的な取組みが必要です。

そのためには費用対効果だけにとらわれることなく、数多くの事業を展開する必要があることから、利用料金はソフト事業という形で市民に還元するという提案を採用しています。

市としてもこの考え方を明確に提示する必要があると考え、平成26年度の募集に関し、 仕様書等で該当する事業を明示しました。

#### 指摘事項

### (掲載頁・担当課)

## 【(イ) 指定事業と自主事業の区分】

指定事業の範囲が不明確であり、結果として、指定事業と自主事業との区別が不明確である。公募仕 様書及び業務仕様書において、何が指定事業であるかを、明確にする必要がある。

(108 頁·文化政策課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度 |

#### 平成 26 年度

平成 26 年度からの指定管理の募集に関する公募仕様書において、指定事業を明確化しました。

(掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 事業報告書の記載事項としての自主事業】

本施設では利用料金収入が事業費に充てられていることからすれば、業務仕様書において、事業報告書の記載事項として、自主事業の実施状況と収支状況を要求する必要がある。

(109 頁·文化政策課)

=#	18	ı	144	9
===		7-	1=	诓
пЩ		1.	TP	18

平成 25 年度 -

平成 26 年度

平成25年度事業報告書から、自主事業の実施状況はもとより収支状況(収支決算書)の報告も要求し、報告を受けました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

## 【(エ) 収支報告の様式】

平成 22 年度募集にあたっての公募仕様書及び業務仕様書において、事業報告書として提出することが要求されているのは「管理運営に係る経費の収支状況(収支決算書)」である。しかし、提出された 平成 24 年度の事業報告書は、管理費と事業費とが区別されて作成されている。

事業報告書を受領する浜松市は、その内容を確認する立場にあり、要求したものどおりの記載がされていないのであれば、適切な「管理運営に係る経費の収支状況(収支決算書)」を提出するように指導すべきである。

なお、その前提として指定事業と自主事業の区分を明確にする必要がある。

(110 頁·文化政策課)

#### 講じた措置

17	<del>-1;</del>	25	在	由	
₩.	עמ	70	ж	부	-

#### 平成 26 年度

平成25年度事業報告書から、指定事業と自主事業の区分を明確にするとともに、適切な「管理運営に係る経費の収支状況(収支決算書)」を提出するように指導し、報告を受けました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 指定管理料の積算】

指定管理料は主に指定管理者の提案額を参考に積算されているが、指定管理料の積算内容として適切なものかどうか吟味した上で指定管理料を積算する必要がある。

(127頁・スポーツ振興課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

平成26年度から5年間の指定管理料について、内容を確認して法人税を除き、修繕費、 設備委託費等について積算いたしました。

今後、指定管理者が変更する場合についても同様に指定管理料の内容を確認してまいります。

#### 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

### 【(イ) 収支決算報告】

事業報告書は所管課担当者が事情を把握した上で内容を理解できれば足りるものではなく、誰がみても適切な情報を入手できる報告書でなければ意味がない。

修正箇所があるのであれば、指定管理者にその部分の訂正を求め、適切な事業報告書を保管する必要がある。

(127頁・スポーツ振興課)

#### 講じた措置

## 平成 25 年度

指定管理料の変更の有無に関わらず、指定管理料の支払い月となる四半期ごとに月次報告書を確認するように調整いたしました。また、覚書や年度協定書を締結した場合は、 その写しを事業報告書に添付するように調整をして、再発防止に努めます。

#### 平成 26 年度

指定管理料の変更の有無に関わらず、指定管理料の支払い月となる四半期ごとに月次報告書を確認します。また、覚書や年度協定書を締結した場合は、その写しを事業報告書に添付・確認をすることにより、一層の再発防止に努めてまいります。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 基本協定書・年度協定書の当事者】

共同事業体を指定管理者として選定する以上、共同事業体の全ての団体を協定の当事者とすることによって、構成団体の各々が、浜松市に対する関係で、指定管理者として果たすべき義務を直接に負担する旨を明確にすべきである。

なお、既に選定を終了した平成26年度以降の協定書では、上記問題点は改善されている。

(127頁・スポーツ振興課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

共同事業体の全ての団体を協定の当事者とする基本協定書を締結いたします。

なお、平成26年度以降の年度協定書につきましては、必要な場合に締結することとされましたので、今後、年度協定書を締結する場合には、同様に共同事業体の全ての団体を協定の当事者とする年度協定書を締結いたします。

#### 平成 26 年度

共同事業体の全ての団体を協定の当事者とする基本協定書を締結いたしました。

なお、平成 26 年度以降の年度協定書につきましては、必要な場合に締結することとされておりますので、今後、年度協定書を締結する場合には、同様に共同事業体の全ての団体を協定の当事者とする年度協定書を締結いたします。

## 指摘事項(意見)

### (掲載頁・担当課)

#### 【(ア) 指定管理者の財務内容】

赤字の指定管理者については事業報告以外に法人全体の財務内容についてのモニタリングの検討が望まれる。また、赤字の法人を指定管理者として選定する場合にもその財務内容と今後の業績予想についてはより詳細に吟味することが望まれる。

(128頁・スポーツ振興課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

当該法人の財務内容については、市が積極的に関与し、モニタリングを実施していく こととしております。

また、今後赤字の法人を指定管理者として選定する場合には、その財務内容と今後の 業績予想について、提案事業者から詳細な説明を求めるとともに、選定会議において審 議していただきます。

#### 平成 26 年度

当該法人の財務内容については、市が積極的に関与し、所管課においてモニタリング を実施しております。

また、今後赤字の法人を指定管理者として選定する場合には、その財務内容と今後の業績予想について、提案事業者から詳細な説明を求めるとともに、選定会議において審議していただきます。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 自主事業の取扱い】

所管課においては、これまでの仕様書で「スポーツ振興に関わる業務の基準」とされてきた業務のあり方について、そもそも本来事業にすべきか否かも含め、改めて整理することが望ましい。また同時に、指定管理にかかる本来業務以外の業務を実質的に義務づけていると誤解されることのないように、協定書・仕様書の記載を改善することを検討すべきと考える。

なお、既に選定を終了した平成 26 年度以降分の指定管理者の公募では、仕様書から上記のスポーツ 振興関係の業務に関する記述を除外したとのことである。

(129頁・スポーツ振興課)

	講じた措置
平成 25 年度	-
平成 26 年度	既に選定を終了した平成26年度以降分の指定管理者の公募については、意見のありま
	した記載について、除外しました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

## 【(ア) 指定管理者の資格】

指定管理者に対し、組合員会議の開催を求める等、団体としての管理・運営を指導する必要がある。 (135 頁・天竜区・まちづくり推進課)

## 講じた措置

平成 25 年度

組合員会議の開催等、管理・運営について指導しました。

## 指摘事項

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) テニスコートの整備】

営業としてテニスコートの貸与をしている以上、日常的に適切な管理をすべきである。

(135頁・天竜区・まちづくり推進課)

#### 講じた措置

平成 25 年月	<del>-</del>
平成 26 年月	指定管理者に対して常に宿泊者等が利用できるよう草刈り等、コートを適正に管理す
	るよう指導いたしました。
	指導後、現地確認により適切な管理がされていることを確認しました。

#### (掲載頁・担当課)

## 【(ア) 施設改修及び広告宣伝】

利用者の減少に歯止めをかけ、レクリエーション施設としてより多くの集客を期待するためには、施設の改修及び広告宣伝の強化について検討することが望ましい。

(136頁・天竜区・まちづくり推進課)

=#	18	ı	144	9
=#=		T-	1=	苖
пЩ		1.	T PI	ш

#### 平成 25 年度

指定管理者との管理主体変更に向けた協議の中で、施設の維持管理に必要な改修について協議いたしました。

#### 平成 26 年度

従来から広告宣伝手段として活用している、ハガキによる周知方法を更に強化するため、これまでの施設利用者(リピーター)に幅広く誘客ハガキを発送するよう指導しました。

#### 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【(イ) 今後の運営】

浜松市は、公共施設再配置計画に基づき、管理主体を変更して民営化する又は施設の廃止を検討しているが、浜松市さくま自然休養村清流荘・運動広場は長年にわたり地域住民・企業の社交の場として利用されていることから、施設の存続及び管理の主体・方法については、関係者と十分に協議して結論を出すことが望まれる。

(136頁・天竜区・まちづくり推進課)

### 講じた措置

## 平成 25 年度

## 平成 26 年度

今後も、これまでの経緯を踏まえて、指定管理者はもとより区協議会、自治会等地域 の関係団体とよく協議し進めていきます。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

## 【ア 利用資格の確認】

浜松市東四村農村コミュニティセンターは自治会住民以外の者でも利用可能な施設であるため、誤解に基づく運営がなされないようあらためて確認する必要がある。

(140頁・北部農林事務所)

#### 講じた措置

## 平成 25 年度

自治会との管理運営に関する打合せにおいて、自治会住民以外でも利用できる施設との確認をしました。

(掲載頁・担当課)

#### 【ウ 動産の管理】

動産の管理主体を明確に表示することが望ましい。

(154 頁·産業振興課)

## 講じた措置

平成 25 年度

管理主体の異動を明確にするため、該当物品に残っていた地場産業振興センターの表示を外しました。

#### 指摘事項

(掲載頁・担当課)

### 【(ア) 備品管理】

購入備品については、Ⅱ種(指定管理者が本業務に必要と判断し購入した備品。)に該当するのか、それともⅢ種(指定管理者が任意に調達するもの。)に該当するのか区分して登録する必要がある。 (157 頁・福祉総務課、西区・社会福祉課)

#### 講じた措置

平成 25 年度

市が作成した備品区分を基にⅡ種とⅢ種の区分を整理しました。

## 指摘事項

(掲載頁・担当課)

#### 【(ウ) 入野園と西山園の制度統一】

入野園も西山園とも浜松市立の救護施設であり、入居者が選択することが困難なことを考慮すると、 入居者に対する小遣いのルールは統一することが必要である。

(158頁・福祉総務課、西区・社会福祉課)

#### 講じた措置

平成 25 年度

本市と三幸会とで調整したところ、平成25年8月より、社会福祉法人三幸会の本部、 入野園、西山園の職員で構成する「保護施設部門会議」の中で、入居者の小遣いのルールについて統一するよう検討を進めました。

平成 26 年度

三幸会の保護施設部門会議において、合意形成がなされ、平成 26 年度より小遣いのルールが統一されました。

(掲載頁・担当課)

## 【(ア) 施設整備と修繕費積立金の利用】

入野園及び西山園に共通することであるが、国が定める設備運営基準(経過措置を含む)には適合しているものの、施設の老朽化が進んでおり、施設の計画的更新は不可欠と言える。

社会福祉法人三幸会の決算書では、平成24年度末で、修繕費積立預金が固定性預金として

入野園 55,697,730 円

西山園 3,000,000 円 計上されている。

入野園・西山園の施設改善が緊急性を有し、その資金調達において浜松市が苦慮している現状において、修繕費積立金の使途については、協議することも検討すべきと考える。

(159頁・福祉総務課、西区・社会福祉課)

### 講じた措置

平成 25 年度

本市と三幸会とで調整したところ、修繕積立金の活用方法として、指定管理者が必要に応じて整備ができるように整理しました。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【ア Ⅲ種に属する構築物】

Ⅲ種資産の不動産については、契約終了時に指定管理者に引き渡すことは困難である。処理方法について、浜松市と指定管理者で事前に確認しておくことが望ましい。

(162頁・福祉総務課、西区・社会福祉課)

### 講じた措置

平成 25 年度

本市と三幸会とで調整したところ、Ⅲ種に属する構築物について、指定管理者契約終 了時には、指定管理者が処分することで確認しました。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【イ **Ⅲ**種に属する資産】

Ⅲ種に属する資産は、指定管理者契約終了時に資産の所有権がどちらに帰属するかの見直し・変更を 検討することが望ましい。

(163頁・福祉総務課、西区・社会福祉課)

#### 講じた措置

平成 25 年度

本市と三幸会とで調整したところ、Ⅲ種に属する資産について、指定管理者契約終了時には、指定管理者に帰属する資産として整理しました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【ア 領収書の管理】

市は指定管理者の報告書と現金の納入によって駐車料金収入を知ることとなるが、実際の管理ではいくつかの不備があり、指定管理者側の報告が適切に行われているのか検証ができない。よって、領収書の管理は適切に行われるようする必要があり、また、市も適切な指導をする必要がある。

(180 頁·交通政策課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

包括外部監査結果に基づく指摘を受け、駐車場を管理する指定管理者に対して今後の改善策を具体的な書面として提出するよう依頼しました。

その後、指定管理者から具体的な改善策(領収書控に間違えて×をつけた場合は理由を記入して担当者印を押印する等)が提案されたため、駐車場を管理する全職員に対し周知徹底するよう求めました。

#### 平成 26 年度

指定管理者が提案した改善策に基づき、新規採用により新たに駐車場の指定管理に従 事するものに対して、最初の就業時に実践で教育を行い、管理徹底させるように依頼し ました。

#### 指摘事項

#### (掲載頁・担当課)

#### 【イ 精算日報】

精算日報は市への駐車料金収入の報告の根拠となる証拠であるため、精算日報の記入誤りについては 修正の軌跡がわかるように、二重線により訂正する必要がある。

(180 頁·交通政策課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

包括外部監査結果に基づく指摘を受け、駐車場を管理する指定管理者に対して今後の改善策を具体的な書面として提出するよう依頼しました。

その後、指定管理者から具体的な改善策(記入誤りがあった場合は訂正箇所に二重線を引き、担当者印を押印する)が提案されたため、駐車場を管理する全職員に対し周知 徹底するよう求めました。

#### 平成 26 年度

指定管理者が提案した改善策に基づき、新規採用により新たに駐車場の指定管理に従事するものに対して、最初の就業時に実践で教育を行い、管理徹底させるように依頼しました。

#### (掲載頁・担当課)

#### 【ア 指定管理料の精算方式に関する年度協定の定め方】

本施設の指定管理料は、各年の年度協定書において定められており、年度協定書に添付された「計算書」に費目毎の予算額が明記された上で、それらの費目毎に、請負方式(定額渡し切り方式)と精算方式に区分されている。しかし、基本協定書と年度協定書のいずれにおいても、「精算方式」の具体的取扱いに関する記述がないため、支出が予算額を上回った場合あるいは下回った場合の処理が明らかでない。

この疑義を解消するためには、年度協定書における「精算方式」の具体的取扱いについて、規定を整備することが望ましい。

(192頁・住宅課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

#### 平成 26 年度

平成26年度の年度協定書に「受託者は、前項に定める精算方式に該当する経費に限り、項目間で流用を行うことができる。ただし、施設整備による保守点検の減少など、請負方式金額に変更が生じた場合は、人件費及び間接経費を除く精算方式の経費に充てることができる。」と明記しました。

#### 指摘事項(意見)

#### (掲載頁・担当課)

#### 【イ 精算方式の指定管理料の費目間の流用状況】

精算方式とされる指定管理料の取扱いについて、実際の運用では、費目間の流用が許容されており、 最終的には支出額(執行額)を予算額に合致させ、指定管理料の返還は行わないという処理がなされて いる。

しかしながら、本施設の指定管理においては、精算方式の管理料のうち、指定管理者自身の「間接経費」への他の費目からの流用額が1,837,329円にも上っており、間接経費の中でも固定費である管理事務所賃借料の占める割合が高いため、このような流用が恒常化している状況にある。

このような取扱いは、公の施設の管理にあたり、住民福祉を損ねることなく維持・管理コストの削減を目指すという指定管理者制度の趣旨・目的に照らし、好ましいことではなく、指定管理者には、間接経費の削減について、なお一層の改善努力が望まれる。

(193頁·住宅課)

#### 講じた措置

#### 平成 25 年度

#### 平成 26 年度

平成 25 年度決算において、予算額から事務所経費を 446,898 円 (5.3%減) 削減しま した。

今後も、なお一層の間接経費削減努力をするよう指導しました。

(掲載頁・担当課)

#### 【ウ 入居者による退去時修繕が実施されない物件の処理】

所管課においては、退去修繕未了のままの空室が発生し、かつ増加している状況を踏まえ、これを解消するための方策を検討することが望ましい。

(194頁・住宅課)

### 講じた措置

#### 平成 25 年度

#### 平成 26 年度

滞納者が無断退去する割合が多いため、滞納整理による訪問時に、生活状況の聞取り等を徹底し、無断退去を未然に防ぐよう措置を講じました。

また、入居説明会時にはもちろん、退去手続きをした者にも丁寧に説明し、退去修繕 の必要性及び修繕期限について理解していただくよう指導しました。

#### 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【エ 浜松市営住宅管理システムへの入力】

各住居の修繕履歴等のメンテナンスに関する情報や、その他にも各住居の性状に影響しうる情報(例えば、入居者が無断でペットを飼っていた等の事情)があれば、それらを管理システムに入力することで、入居者の交替に左右されることなく継続的に蓄積し、いつでも参照できるようにすることが望ましい。

(194頁・住宅課)

### 講じた措置

### 平成 25 年度

#### 平成 26 年度

市と指定管理者との協議により、浜松市営住宅管理システムの「修繕欄」「メモ欄」に、各住戸の修繕履歴及び対応状況の情報を入力し、いつでも参照できるようにしました。

(掲載頁・担当課)

#### 【オ 優良なストックの入居率の向上】

指定管理者においては、イーステージ浜松団地のような優良ストックについて、入居率の向上のための施策(特定公共賃貸住宅制度の周知や募集のあり方の見直しなど)をさらに検討することが望ましい。 (195 頁・住宅課)

### 講じた措置

平成 25 年度

平成 26 年度

イーステージ浜松団地の特定公共賃貸住宅の2LDK、2DKについて、単身での申し込みを可能としました (123,001円以上の所得で、今後も所得の上昇が見込まれる若年層「20歳以上49歳以下」の単身での申し込みも可能としました)。

また、平成26年度は特定公共賃貸住宅のみの募集を予定しています。

## 指摘事項(意見)

(掲載頁・担当課)

#### 【カ 身体障害者補助犬の受け入れ】

身体障害者補助犬法は、地方自治体が管理する住宅に居住する身体障害者が、当該住宅において身体 障害者補助犬を使用することを「やむを得ない理由」を除き「拒んではならない」と定めている(同法 第7条第3項、第1項)。

これまで、身体障害者補助犬の使用の申出そのものはなかったが、将来的に申出がなされた場合に備えて、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえた対応を早急に準備することが望ましい。

(196頁・住宅課)

## 講じた措置

平成 25 年度

平成 26 年度

平成 26 年度の募集時期に配布する、市営住宅の入居のご案内に「市営住宅では、犬・猫・小鳥などの動物を飼うことはできません。(国が指定した法人から認定を受けている身体障害者補助犬を除く)」を明記しました。

### (掲載頁・担当課)

### 【①報告型式】

年度総括書の形式は損益計算・資金収支計算の内、どちらで報告するのか浜松市と確認することが必要である。作成者の都合でそれが出来ない場合は、年度総括書が損益計算・資金収支計算のどちらに基づき作成しているかを明示する必要がある。

(203頁・スポーツ振興課)

講じた措置				
平成 25 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出される平成25年度報告書について、損益			
	計算書に基づき作成するように調整いたしました。			
平成 26 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出された平成25年度報告書内で、損益計算			
	書に基づき作成してあることを確認いたしました。			

## 指摘事項

## (掲載頁・担当課)

### 【②勘定科目】

収支報告は契約先浜松グリーンウェーブ株式会社単独の勘定科目でいくのか(その場合はセントラルスポーツ株式会社への支払は業務委託費となる。)、それとも浜松グリーンウェーブ株式会社とセントラルスポーツ株式会社を実質1社と考えて、各会社の勘定科目の合算で計上するのか、浜松市と相談の上決定しておく必要がある。

(204頁・スポーツ振興課)

講じた措置				
平成 25 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出される平成25年度報告書について、セントラ			
	ルスポーツ株式会社との収支勘定科目に整理するように調整いたしました。			
平成 26 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出された平成25年度報告書内で、セントラルス			
	ポーツ株式会社との収支勘定科目が整理されていたことを確認いたしました。			

## (掲載頁・担当課)

## 【③指定管理者業務と自主事業(付帯事業)の区分】

指定管理者業務の収支の状況を明確にするため、指定管理者業務と自主事業は区分して報告する必要がある。

(204頁・スポーツ振興課)

講じた措置				
平成 25 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出される平成25年度報告書について、指定管理			
	業務と自主事業業務を区分して報告するように調整いたしました。			
平成 26 年度	浜松グリーンウェーブ株式会社から提出された平成 25 年度報告書内で、指定管理業務			
	と自主事業業務を区分して報告してあることを確認いたしました。			